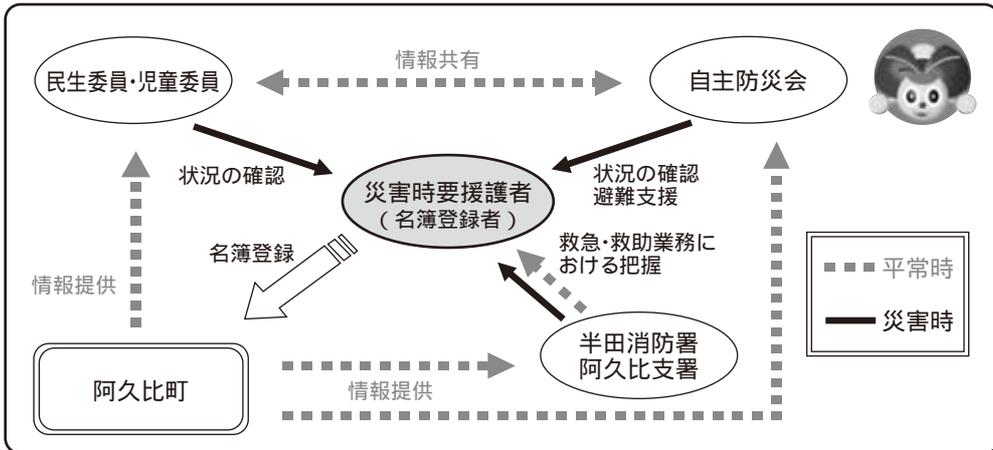


防災行政無線が聞き取りにくい場合は☎(48)7030へ問い合わせてください。最新のメッセージを聞くことができます。



防災への意識改革

81

安全で住みよい

まちづくり

ニュース

防災交通課
☎(48)111
(内208)

「災害時要援護者登録制度」

Q & A

制度について、問い合わせの多かった内容をまとめました。

Q 介護認定が三以下のため、対象者に該当しないが、制度を利用したい。登録申請はできますか。
A 要綱で要援護者の定義を定めましたが、基本的に単独では行動するのが困難で、日常的に身の回りの生活で何らかの支援を必要とする方です。行政として一人でも多くの方に必要

な支援ができればと考えていますが、「要介護三以上」という定義についても、介護の程度はさまざまであり、同じ等級でも介助に差があります。家族が昼中不在など、取り巻く環境もさまざまです。制度の趣旨を十分に理解し、名簿(情報)を提供してもらえらる方については、各自自主防災会などの支援をできるだけ広く受け入れられるよう、町としても考えています。

地域の自主防災会などの協力を得て実施します。しかし、災害発生直後に最も頼りになるのが、近隣住民の皆さんであり、地域のコミュニティです。全町民の安否確認が必要と考えますが、過去の災害では、逃げ遅れや危機が迫っている状況が把握できないなど、要援護者が被災する事例が全国で多く見られます。要援護者の安否確認を最優先に行うために、「災害時要援護者登録制度」を設けました。

Q 施設に入所中だが申請は必要ですか。
A 施設の入所者は、施設の支援が受けられると考えられます。現在入所中の旨を記載して申請していただくか、施設を退所し、自宅に戻られたときに申請をしていただければ結構です。申請の提出に期限はありません。
Q 高齢者世帯です。現在は必要ないが、将来は地域の支援をお願いしたい。今から名簿登録をしなければなりませんか。
A 名簿申請は随時受け付けています。必要になったときに申請してください。
Q 名簿に登録されない場合、安否確認などはされずに取り残されるのですか。
A 被災者の安否確認、避難誘導は、町災害対策本部が中心となって、地

Q 自主防災会はどのような支援をすればよいのですか。
A 災害時の支援を円滑に行うためには、平常時からコミュニケーションが大切です。災害時に初めて登録者宅を訪れても、面識が無ければスムーズにお互いが行動できません。平常時に地域の民生委員・児童委員と一緒に登録者と面識を作ってください。
登録申請状況(二月十九日現在)
対象者 千六百五十八人(郵送分)
名簿登録者 七百六人